



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月 8日火曜日 第1631号

◇ 目 次 ◇ 規 則

育成医療の給付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則の一部を改正する規則.....	145
愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則.....	145

告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可.....	146
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	146
一部事務組合の規約の変更許可.....	146
不健全な図書類等の指定.....	146
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	147
医師の指定.....	148
医療機関の指定.....	148
土地改良区の合併による解散.....	148
道路の区域変更（県道平井停車場線）.....	148
道路の供用開始（ " ）.....	149
道路の区域変更（一般国道440号）.....	149
道路の供用開始（ " ）.....	149
道路の供用開始（一般国道440号）.....	149
道路の区域変更（県道大平砥部線）.....	150
道路の供用開始（一般国道441号）.....	150
道路の供用開始（ " ）.....	150
道路の供用開始（県道宇和島下波津島線）.....	150
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	150
道路の供用開始（ " ）.....	151
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	151
道路の供用開始（ " ）.....	151
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	151
道路の供用開始（ " ）.....	152
道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....	152
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	152
道路の供用開始（ " ）.....	152
開発行為に関する工事の完了.....	152
道路の位置の指定（3件）.....	153

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	153
ネットワークシステム運用管理業務の委託.....	154
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託.....	155
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	156

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第4号

育成医療の給付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

育成医療の給付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則の一部を改正する規則

育成医療の給付等に要する費用の支払命令又は徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同表注1中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表注2中「（昭和32年法律第26号）」の下に「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を加え、同表注2(2)中「第2項」の下に「並びに第41条の2」を加える。

別表第2備考2中「社会保険各法」を「医療保険各法及び結核予防法」に改め、同表注1中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表注2中「、租税特別措置法」の下に「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を加え、同表注2(2)中「第2項」の下に「並びに第41条の2」を加え、同表注2(3)中「（平成10年法律第23号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第5号

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 2月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県内水面漁業調整規則（昭和42年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号ア中「上浮穴郡久万町大字下畑野川」を「上浮穴郡久万高原町下畑野川」に改め、同号イ中「上浮穴郡久万町」を「上浮穴郡久万高原町」に改め、同条第3号ア中「周桑郡小松町大字石鎚」を「西条市小松町石鎚」に改め、同条第4号ア中「周桑郡丹原町大字楠窪」を「西条市丹原町楠窪」に改め、同号イ中「周桑郡丹原町大字明河」を「西条市丹原町明河」に改め、同号ウ中「温泉郡川内町大字滑川」を「東温市滑川」に改め、「から」の下に「同市滑川」を加え、同条第5号ア中「北宇和郡日吉村」を「北宇和郡鬼北町」に改め、「から」の下に「同橋下流端より」を加え、同号イからオまでの規定中「北宇和郡広見町」を「北宇和郡鬼北町」に改め、同条第6号ア中「越智郡玉川町大字鬼原」を「今治市玉川町鬼原」に改め、同号イ中「越智郡玉川町大字竜岡上」を「今治市玉川町竜岡上」に改める。

第30条の表禁止区域の欄中「東予市」を「西条市」に、「

西条市」を「同市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 313 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇和島地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、広見町及び日吉村が合併し鬼北町となることに伴い、平成17年1月1日から組合を鬼北町及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から広見町及び日吉村を削り、鬼北町を加えるなど、所要の変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年1月1日

3 減少等の許可年月日

平成16年12月28日

○愛媛県告示第 314 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の

○愛媛県告示第 316 号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	16 093	いたづら天使	2月号増刊	(株) 一水社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16 094	ニャン2倶楽部	3月号	(株) コアマガジン	
"	16 095	ブルブル姫	3月号増刊	(有) 光彩書房	
"	16 096	隣人の妻	3月号	(有) 司書房	
"	16 097	GREATギャオス VOL.4	2月号増刊	(株) 東京三世社	
"	16 098	ブラックマンバ VOL.01	2月号増刊	(株) 東京三世社	
"	16 099	イマドキガールズ PRIVATE Volume:01	2月号増刊	マイウェイ出版(株)	

規定により、次のとおり松山衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 増減内容

市町村合併により発足した砥部町を組合に加入させる。

2 増減年月日

平成17年1月1日

3 増減許可年月日

平成17年1月1日

○愛媛県告示第 315 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

市町村合併により、平成16年12月31日をもって砥部町を組合から脱退させるとともに、平成17年1月1日から砥部町を組合に加入させること並びに松山市が北条市及び中島町を編入すること等に伴い、経費の負担割合を改めるなど、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年1月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年1月1日

"	16 100	ぶちぶる	Vol.3	マイウェイ出版(株)
"	16 101	プリギヤル Volume.09	2月増刊号	マイウェイ出版(株)
"	16 102	ビビッと!! vol.1	2月号増刊	(株) M a x CORPORATION
"	16 103	人妻遊び 熟れせん vol.30	2月号	(株) ユニ報創
"	16 104	RiN	2月号	(株) 茜新社
"	16 105	和服エロス vol.1	2月号増刊	(株) 茜新社
"	16 106	コミック メガストア	3月号	(株) コアマガジン
"	16 107	漫画 美熟女物語 NO.6	2月号	(株) 大洋書房
ビデオ テープ	16 108	愛情絵日記 野村祐	iy-02	channel V
"	16 109	実録素人撮り倶楽部(仮名)小林未来	ZNSC-03	東京素人画報
"	16 110	ストリートFUCK! 街角ガールGET&FUCK!!	NPD-03	ナンパ道
"	16 111	ブルマでぶるるん 由月りほ	PUR-01	ONEMAKE
"	16 112	僕のおねだりロリ ペット 早川みさき	BON-02	Eroticall
"	16 113	CumPot vol.1 ~びしょ濡れハメリカン・ビューティーズ~	SEP-01	SEXPO
DVD	16 114	セルフレポート#5 松島かえで	DV-405	ジャパンホームビデオ(株)
"	16 115	横山あさ美を4人の監督が「カワイク♡プロデュース!!!」	FEDV-284	(株)エフ・イー・メタル

○愛媛県告示第317号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300170111	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越 智 一 博	児童居宅介護	ホームヘルプ事業部 凛	今治市室屋町一丁目 1-8	平成17年 1月31日

○愛媛県告示第318号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100181110	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越 智 一 博	身体障害者居 宅介護	ホームヘルプ事業部 凛	今治市室屋町一丁目 1-8	平成17年 1月31日

○愛媛県告示第319号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200208110	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越智 一 博	知的障害者居宅介護	ホームヘルプ事業部 凜	今治市室屋町一丁目1-8	平成17年1月31日

○愛媛県告示第320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	医療法人弘友会加戸病院	加戸 秀 一	大洲市若宮548番地	平成17年2月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立新居浜病院	新 居 大	新居浜市本郷三丁目1番1号	〃
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	愛媛労災病院	林 雅 規	新居浜市南小松原町13番27号	〃
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	市立宇和島病院	大河内 喜 久	宇和島市御殿町1番1号	〃
肢体不自由・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	瀬戸内海病院	石 田 数 逸	今治市北宝来町二丁目4番地9	〃
肢 体 不 自 由	小 児 科	愛媛県立新居浜病院	岡 本 健太郎	新居浜市本郷三丁目1番1号	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	医療法人仁明会内科・消化器科羽鳥病院	羽 鳥 重 明	今治市南宝来町三丁目2番地3	〃
〃	〃	〃	羽 鳥 かおる	〃	〃
肢 体 不 自 由	〃	松 前 病 院	小 倉 康 博	伊予郡松前町筒井1592-1	〃
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部付属病院	菰 淵 勇 人	東温市志津川	〃

○愛媛県告示第321号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
さくら薬局今治店	今治市共栄町二丁目2-1		平成17年2月1日

○愛媛県告示第322号

八幡浜市南部土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、八幡浜市土地改良区と合併したので平成17年2月1日解散した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2977番4から 同町甲2960番4まで	旧	メートル 4.0～6.0	キロメートル 0.050	
			新	4.0～6.0 6.0～10.5	0.050 0.055	

○愛媛県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2977番4から 同町甲2960番4まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村10645番2から 同字10648番2まで	旧	メートル 4.8～29.0	キロメートル 0.055	
			新	10.0～29.0	0.055	

○愛媛県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村10645番2から 同字10648番2まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4562番3から 同字4572番地先まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予郡砥部町外山88番から 同町外山31番1まで	旧	メートル 4.5～11.4	キロメートル 0.186	
			新	5.8～30.0	0.186	

○愛媛県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町旭255番2から 同町旭286番2まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村16号31番2から 同町野村17号7番5まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市下波2656番から 同市下波2616番まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2649番地先から 同大字2648番地先まで	旧	メートル 5.4~8.4	キロメートル 0.145	
			新	17.3~37.8	0.145	

○愛媛県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2649番地先から 同大字2648番地先まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班 地先	旧	メートル 5.1~9.4	キロメートル 0.110	
			新	17.1~27.6	0.110	

○愛媛県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	平成17年2月8日

○愛媛県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町高田甲2134番2から 同町高田甲793番1まで	旧	メートル 16.0~34.6 10.0~39.2	キロメートル 0.125 0.130	
			新	16.0~34.6	0.125	

○愛媛県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宿毛津島線	北宇和郡津島町高田甲2134番2から 同町高田甲792番2まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	後柿之浦線	北宇和郡津島町大字須下字反田167番4から 同字167番10まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町武者泊651番1地先から 同町武者泊651番3まで	旧	メートル 4.4～9.2	キロメートル 0.165	
			新	8.7～36.2	0.153	

○愛媛県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町武者泊651番1地先から 同町武者泊651番3まで	平成17年2月8日

○愛媛県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第45号 平成17年1月27日	伊予市上吾川字向井甲974番1	伊予市上吾川字973番地1 山田 恭 司
16松局伊土検(開)第46号 平成17年1月27日	伊予郡松前町大字恵久美字町田546番7	松山市土居田町58番地1 コーポラス砂山605号 谷 口 広

○愛媛県告示第342号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
伊予市下吾川字北西原1969番14及び1969番15
- 申請人の住所氏名
松山市久万ノ台乙251番地13
新日本ハウス株式会社
代表取締役 上甲 修三
- 図面省略

○愛媛県告示第343号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
伊予市下吾川字南西原1592番3及び1592番4
- 申請人の住所氏名
松山市清住二丁目1092番地5
株式会社清友
代表取締役 山本 守厚
- 図面省略

○愛媛県告示第344号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
西宇和郡保内町宮内1番耕地225番1及び225番3
- 申請人の住所氏名
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 和田 勇
- 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- 件名
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
- 購入物品名及び予定数量
軽油(免税・J I S K 2204 2号)
約716,000リットル
- 購入物品の内容等
入札説明書による。
- 納入期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 納入場所
松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域
- 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価で記載すること

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者のうち、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 仕様書に定める納入期日に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156
- 入札書の受領期限
平成17年3月24日(木)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年3月24日(木)午後2時
愛媛県総務部管理局総務管理課入札室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Light Oil (tax exempted , JIS K2204 No.2) approximately 716,000 ℓ
- (2) Time limit of tender: 2:00p.m. , 24 March 2005
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ネットワークシステム運用管理業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
庁内LANシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2289
- (2) 入札書の受領期限
平成17年3月28日(月)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年3月28日(月)午後2時
愛媛県庁第二別館5階第7会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Operation management service for Administrative Affairs
Local Area Network , 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 28 March 2005

(3) For further information , please contact: Network
Management Section , Information Policy Division ,
Administrative Subdepartment , Planning and Information
Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成17年3月28日(月)午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年3月28日(月)午前10時
愛媛県庁第二別館5階第7会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Operation management and maintenance service for
Ehime Information Super Highway Network System ,
1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 28 March 2005

(3) For further information , please contact: Network
Management Section , Information Policy Division ,
Administrative Subdepartment , Planning and Information
Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2
Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年1月27日	NPO法人 総合就職支援パワフルワーク	山内 繁	松山市枝松六丁目11番27号	この法人は、就職を希望する県下不特定多数の個人・団体に対して、職業能力開発事業・就職支援事業・職業紹介事業を行い、より高度な職業能力を習得した人材を輩出し、授業者に最適な職場の選択を支援し、我々の事業に賛同してくれる企業の協力を得て紹介を行うことにより就職率を上げ、最終的に社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年1月28日	特定非営利活動法人 かわうそ復活プロジェクト	岩田 功次	愛媛県八幡浜市布喜川甲595番地15	この法人は、不特定かつ多数の人に対して、自然観察会・環境学習・研究発表・シンポジウム等を通じ、自然環境保全の必要性の啓蒙と理解を促進し、社会教育の推進・環境保全・子供の健全育成などを図り、ひいては、公益増進・地球の環境保全に寄与することを目的とする。